

一般社団法人新潟県電子機械工業会定款細則

(総 則)

第1条 一般社団法人新潟県電子機械工業会は、当会定款第7条の規定に基づき、一般社団法人新潟県電子機械工業会細則を定める。

(会 費)

第2条 正会員及び賛助会員の会費は、別表のとおりとする。

- 2 会費は2回に分割して納入することとし、毎事業年度4月末日及び10月末日までに会費の半額をそれぞれ納入するものとする。ただし、4月末日までに一括して納入することを妨げない。
- 3 事業年度の途中に入会した会員の当該年度の会費は、入会時の月を含む残りの月数に別表の金額の月割相当額を掛けた額とする。
- 4 前項の場合、会費の納入については、第2項に準ずるものとするが、初回は入会の月の末日までに納入するものとする。

(別表) 会 費

種 別		金 額
正 会 員	従業員（パート含む） 300人以上	300,000円
	” 200人～299人	240,000円
	” 100人～199人	180,000円
	” 60人～99人	120,000円
	” 30人～59人	90,000円
	” 29人以下	60,000円
賛 助 会 員		一口20,000円

- (注) 1 従業員数は、新潟県内に所在する事業所の従業員数（事業所が2カ所以上ある場合は、その合計数）とし、入会時及び毎年1月1日現在の人員とする。
- 2 正会員のうち、定款第5条第1号に示す事業内容が主たる事業でない場合は、定款第5条1号の事業内容に従事する人員（ただし、管理部門については、比例配分）をもって上記種別の従業員数とする。
- 3 個人会員の会費については、表中の金額にかかわらず、正会員は20,000円、賛助会員は一口5,000円とする。

附 則

この定款細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定款細則は、令和2年4月1日から施行する。